

残薬調整（減数調剤）について

平成30年度診療報酬改定において、主治医の指示により残薬分を差し引いた減数調剤（調剤録又は薬剤服用歴の記録等および残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務）を行った場合、残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない（調剤報酬点数表に関する事項＜通則＞4）と示されました。

当院では、院外処方箋の備考欄に「残薬調整後の報告可」の記載がある場合は、残薬調整に関する電話での疑義照会を不要とし、情報提供書による事後報告とします。

＜減数調剤の適用範囲＞

- ① 継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合
- ② 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象
- ③ 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象
- ④ 外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象

＜減数調剤の注意事項＞

- ① 減数調剤を行う場合は原則実物を確認した上で調整を行うこと
- ② 減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量は必ず1以上とすること
削除については、疑義照会が必要
- ③ 処方箋に記載された医薬品の1回量や1日服用（使用）回数等を減することはできない
また用法の一部に対する減数調剤はできない
(例)【分3】1日3回朝昼夕食後のうち昼食後ののみの減数
- ④ 減数調剤であるため、処方日数・処方回数・処方量を増やすことはできない
- ⑤ 麻薬および覚せい剤原料・抗悪性腫瘍薬の減数調剤は不可とする（疑義照会が必要）
- ⑥ お薬手帳には残薬調整した旨の記載をすること

＜減数調剤後の情報提供の方法＞

「残薬調整（減数調剤）に係る情報提供書」に下記を記載の上、できる限り当日中に指定の方法で提出をお願いします

- ① 実際に患者へ交付した減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量
- ② 残薬が生じた理由
- ③ 薬剤師からの情報提供（必要時）